

議案第23号

鳥取県産業未来共創条例

次のとおり鳥取県産業未来共創条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県産業未来共創条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 産業未来共創等事業（第3条—第8条）
- 第3章 産業の未来を創造する取組等（第9条・第10条）
- 第4章 雜則（第11条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、事業者、教育機関、行政その他の全ての関係者が、新型コロナウイルス感染症、原油価格及び物価の高騰、不安定な国際情勢等の様々な危機を突破し、産業の未来を創造するため、共に力を合わせて取り組むことができるよう、研究開発、生産性向上、事業承継、経営革新及び成長への投資等の各段階において、県内事業者等の活動を支援することにより、もって県内産業を再生させ、発展の軌道に乗せることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 事業者 営利の目的をもつて事業を営む法人、組合等（知事が別に定める組合その他の団体をいう。以下同じ。）又は個人をいう。
 - (2) 対象事業 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第9項に規定する経営革新のために資金を支出する事業、工場若しくは事業所その他の施設若しくは設備（以下「工場等」という。）の新設若しくは増設その他営利の目的をもつて資金を支出する事業又は研究開発のために資金を支出する事業のうち、知事が別に定める事業をいう。
 - (3) 重点分野 県の経済の成長及び発展のために成長を促す必要があるものとして規則で定める産業の分野をいう。
 - (4) 補助対象経費 対象事業に要する費用のうち、知事が別に定める費用の額の合計額をいう。
 - (5) 投下固定資産額 工場等の新設又は増設に係る土地、家屋及び償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）の取得に要する費用（これに準ずる費用として知事が別に定めるもの及び法人にあっては、当該法

- 人の総株主の議決権の過半数を有する法人その他の知事が別に定めるこれに類する法人（以下「関連会社」という。）が支出するものを含む。）の合計額（県から他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあっては当該交付の対象となる費用のうち知事が別に定める額を、県内の既存の工場等の廃止に伴うものにあっては廃止される工場等の用に供する土地、家屋及び償却資産の価額として知事が別に定めることにより算出した額を除く。）をいう。
- (6) 投下少額資産額 工場等の新設又は増設のために取得した土地、家屋及び償却資産の取得に附隨して行い、当該取得の効果を高め、又は高い付加価値を生み出す資産の取得に要する費用のうち、知事が別に定めるものの額をいう。
- (7) 賃借料 工場等の新設又は増設に係る土地、家屋及び償却資産の賃借（契約期間が5年以上であるものに限る。）に要する費用（関連会社が支出するものを含む。）の5年間分の合計額（県から他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合には、当該交付の対象となる費用のうち知事が別に定める額を除く。）をいう。
- (8) 初年度賃借料 賃借料（第3条第1項第2号に規定する先端的デジタル活用企業立地促進補助金の交付を受け、又は受けようとする者にあっては、当該先端的デジタル活用企業立地促進補助金の補助対象経費となる賃借料を除く。）のうち、第4条第1項の認定を受けた対象事業（以下「認定対象事業」という。）の完了の日から1年間分の額をいう。
- (9) 人材確保費用 認定対象事業によって當むこととなつた事業を実施するための人材確保に要する費用のうち、知事が別に定めるものの合計額をいう。
- (10) 認定経営力向上計画 中小企業等経営強化法第17条第1項に規定する経営力向上計画その他これに準ずるものとして知事が別に定めるものをいう。

(11) 承認経営革新計画 中小企業等経営強化法第14条第1項に規定する経営革新計画その他のこれに準ずるものとして知事が別に定めるものをいう。

(12) 特定承認地域経済牽引事業計画 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）

第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画であつて知事が別に定めるものをいう。

第2章 産業未来共創等事業

(産業未来共創等事業)

第3条 県は、予算の範囲内で、産業未来共創等事業（産業未来共創事業、先端的デジタル活用企業立地促進事業及び産業未来共創研究開発支援事業をいう。）を実施する者に対して、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める補助金を交付する。

(1) 産業未来共創事業 産業未来共創補助金

(2) 先端的デジタル活用企業立地促進事業 先端的デジタル活用企業立地促進補助金

(3) 産業未来共創研究開発支援事業 産業未来共創研究開発補助金

2 前項各号に掲げる事業は、別表の事業の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ支援対象事業欄に掲げる事業（前項第1号及び第2号に掲げる事業にあつては、次条第1項の規定による知事の認定を受けたものに限る。）をいう。

(事業の認定)

第4条 知事は、事業者が作成した対象事業に関する計画（以下「事業計画」という。）が次の各号に掲げる要件に適合すると認めるとときは、当該事業計画に係る対象事業を、別表の事業の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ産業未来共創事業又は先端的デジタル活用企業

立地促進事業として認定するものとする。ただし、対象事業を行う者（法人にあっては関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。以下同じ。）が過去2年間の事業活動に関する故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるとときは、この限りでない。

- (1) 別表の事業の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ支援対象事業の欄に定める事業に該当すること。
 - (2) 県内において行われること。
 - (3) 環境保全に関する適切な措置を講ずるものであること。
 - (4) 対象事業を確実に実施できると認められる者により行われるものであること。
 - (5) 県内の産業の付加価値の増加、高度化及び生産性の向上に資することその他事業の目的及び内容が適當なものであること。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、知事が規則で定めることにより、知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、産業未来共創事業又は先端的デジタル活用企業立地促進事業に認定した対象事業が第1項に規定する要件を満たさなくなつたときは、又は同項の規定による知事の認定を受けた者（法人にあっては関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する者の役員を含む。以下「認定事業実施者」という。）が事業活動に関する故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めたときは、当該認定を取り消すことができる。
- (補助金の不交付)
- 第5条 第3条第1項の規定にかかわらず、産業未来共創補助金及び先端的デジタル活用企業立地促進補助金は、次のいずれかに該当する

者に対しては、その全部又は一部を交付しない。

- (1) 前条第3項の規定により認定を取り消された者
 - (2) 認定事業実施者のうち、産業未来共創事業（成長・規模拡大型及び一般投資型に限る。以下この号において同じ。）又は先端的デジタル活用企業立地促進事業を行う認定事業実施者（以下「特定認定事業実施者」という。）であって、県と協議を行うことなく、認定対象事業によって営むこととなつた事業を産業未来共創事業にあつては認定対象事業の完了の日から7年以内に、先端的デジタル活用企業立地促進事業にあつては認定対象事業の開始の日から10年以内に休止し、又は廃止したもの（当該事業の休止又は廃止が県内の雇用及び産業に重大な影響を及ぼす場合に限る。）
- 2 県は、産業未来共創事業を実施する者に産業未来共創補助金と同等の給付金（以下「産業未来共創間接補助金」という。）を交付する者（以下「間接補助者」という。）に対し、産業未来共創間接補助者補助金を交付することができる。この場合においては、当該産業未来共創事業を実施する者に対しては、産業未来共創補助金は交付しない。
- (補助金の額)
- 第6条 産業未来共創補助金の額は、別表産業未来共創事業の項目事業の区分欄に定める額以下
の額（同表の補助限度額欄に定める額を限度とする。）とする。
- 2 前項の規定により算出した産業未来共創補助金の額が2億円を超える場合における当該産業未来共創補助金の交付については、1年間につき2億円を限度とし、分割して行うものとする。
 - 3 先端的デジタル活用企業立地促進補助金の額は、対象事業の実施により雇用について知事が別に定める要件を満たした日から5年を経

過する日までの1年（第4条第1項第1号に掲げる要件を満たさない期間のある1年を除く。）ごとに、別表先端的デジタル活用企業立地促進事業の項目補助金の額欄に定める額以下（同表の補助限度額欄に定める額を限度とする。）とする。

4 産業未来共創研究開発補助金の額及び補助限度額は、別表産業未来共創研究開発支援事業の項目補助金の額欄に定める額以下（同表の補助限度額欄に定める額を限度とする。）とする。

5 産業未来共創間接補助者補助金の額は、間接補助者が交付する産業未来共創間接補助金の額にその交付に要する経費の額を加えた額以下（同表の補助限度額欄に定める額を限度とする。）とする。

（特定認定事業実施者の責務）

第7条 特定認定事業実施者は、認定対象事業によって當むこととなつた事業を第5条第1項第2号に定める期間継続して當むよう努めなければならない。

2 特定認定事業実施者は、第5条第1項第2号に定める期間内は、知事が別に定めるところにより、毎年、認定対象事業によって當むこととなつた事業に係る雇用状況、県内企業との間の受注及び発注の状況その他の事項を報告しなければならない。

（認定事業実施者の事業活動の支援）

第8条 第3条に定めるものほか、県は、認定事業実施者に対して、付加価値の増加、高度化及び生産性の向上に資する事業活動について必要な支援を行うよう努めるものとする。

第3章 産業の未来を創造する取組等

（産業の未来を創造する取組）

第9条 県は、県内の産業の成長及び発展に向けた取組を事業者、教育機関、行政その他の関係者と連携し推進するものとする。

(鳥取県産業未来共創基金)

第10条 県は、産業未来共創等事業を実施する者に対し補助金を交付し、及び前条に規定する取組を推進するに当たり、鳥取県産業未来共創基金（鳥取県条例（平成19年鳥取県条例第10号）第2条第1項の規定により設置された鳥取県産業未来共創基金をいう。）を有効に活用するものとする。

第4章 雄則

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関する必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（鳥取県産業成長応援条例の廃止）

2 鳥取県産業成長応援条例（令和元年鳥取県条例第4号）は、廃止する。

（鳥取県産業成長応援条例の廃止に伴う経過措置）

3 前項の規定による廃止前の鳥取県産業成長応援条例（以下「旧条例」という。）第3条第1項の規定により認定を受けた産業成長応援事業及び次世代ソフトウェア産業等創出事業については、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

- 4 旧条例附則第2項の規定による廃止前の鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）第3条第1項又は第2項の規定により認定を受けた企業立地事業及び次世代ソフトウェア産業等立地事業については、旧条例附則第3項の規定は、なおその効力を有する。

（特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正）

- 5 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

（企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税）

第6条 鳥取県産業未来共創条例（令和5年鳥取県条例第 号）第3条第2項に規定する産業未来共創事業（成長・規模拡 大型及び一般投資型に限る。）を行う者（令和10年3月31日まで に当該産業未来共創事業の用に供する家屋又はその敷地である土地 を取得し、同条例第3条第1項第1号に規定する産業未来 共創補助金（以下「産業未来共創補助金」という。）の交付の決 定を受けた者に限 る。）	（企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税）	第6条 鳥取県産業成長応援条例（令和元年鳥取県条例第4号） 第3条第1項に規定する産業成長事業（成長・規模拡大ステー ジ及び一般投資支援に限る。）を行う者（令和10年3月31日まで に当該産業成長事業の用に供する家屋又はその敷地である土地 を取得し、同条例第4条に規定する産業成長応援補助金（以下 「産業成長応援補助金」という。）の交付の決定を受けた者に限 る。）
---	---------------------------	--

定を受けた者に限る。)について、当該家屋又はその敷地である土地の取得（第2条第1項、第3条、第4条第2項若しくは第3項又は前条の規定の適用を受けることができる場合に限る。）に對して課する不動産取得税の税率は、0.4とする。

(不均一課税の適用の申請)

- | | | |
|-------|---|---|
| 第8条 略 | 2 | 3 |
| 略 | 略 | 第6条の規定の適用を受けるとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日（法人 |

る。)について、当該家屋又はその敷地である土地の取得（第2条第1項、第3条、第4条第2項若しくは第3項又は前条の規定の適用を受けることができる場合に限る。）に對して課する不動産取得税の税率は、0.4とする。

(不均一課税の適用の申請)

- | | | |
|-------|---|---|
| 第8条 略 | 2 | 3 |
| 略 | 略 | 第6条の規定の適用を受けるとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日（法人 |

<p>にあつては、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日)、延長申告期限又は<u>産業未来共創補助金</u>の交付の決定を受けた日の翌日から 2 月を経過する日のいづれか遅い日までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 略</p>	<p>にあつては、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日)、延長申告期限又は<u>産業成長応援補助金</u>の交付の決定を受けた日の翌日から 2 月を経過する日のいづれか遅い日までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 略</p>
--	--

- (特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 第 3 項の規定によりなお効力を有することとされる旧条例第 3 条第 1 項に規定する産業成長事業を行う者に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 7 第 4 項の規定によりなお効力を有することとされる旧条例附則第 3 項の規定によりなお効力を有することとされる旧条例附則第 2 項の規定による廃止前の鳥取県企業立地等事業助成条例第 2 条第 2 号に規定する企業立地事業を行う者に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- (鳥取県基金条例の一部改正)
- 8 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

	改	正	後	改	正	前			
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）									
名称	設置目的	積立て	運用益金	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金	処分事由
31 烏取 県 豊か な森づ くり協 働基金	税条例の 規定によ り豊かな 森づくり に資する に加算	鳥取県 条例第53 条の19及 び第53条 の20の規 定による 定に加算	鳥取県税 会計 の19及 び第53条 の規定に よる	当該基 金の設置 目的を達 成するた だめに要 な経費の 財源に充	31 烏取 県 豊か な森づ くり協 働基金	鳥取 県 税条例の 規定によ り豊かな 森づくり に資する に加算	鳥取県 税会計 の19及 び第53条 の規定に よる	(1) 一 般会計 の19及 び第53条 の規定に よる	(1) 一 般会計 の19及 び第53条 の規定に よる
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）									
略				略					

された県民税を、県民による森づくりのための施策による費用を充てること。	係る収納額に相当する額を賦課徵収に要するための施策及び森林を次代に引き継ぐための施策による費用を充てること。	された県民税を、県民による森づくりのための施策及び森林を次代に引き継ぐための施策による費用を充てること。	金の設置目的を達成するためには、必ずしも経費の財源に充当する額のうち、一括で一般会計歳入歳出予算に定められた額を充てること。	金の設置目的を達成するためには、必ずしも経費の財源に充当する額のうち、一括で一般会計歳入歳出予算に定められた額を充てること。

32 烏取 県産業 未来共 創基金	県内の 産業の振 興及び持 続的な発 展並びに 雇用の維 持及び拡 大を図る ための施 策に要す る費用に 算に計 上して 基 金 に 積立て	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	(1) 一 般会計 歳入歳 出予算 に計上 して、 当該基 金の設 置目的 を達成 するた めに必 要な經 費の財 源に充 てると き。	該基 金の設 置目的 を達成 するた めに必 要な經 費の財 源に充 てると き。	算に計 上して 基 金 に 積立て

充てるこ
と。

めに必
要な経
費の財
源に充
当

(2)

(1) の
ほか、
一般会
計収入
歳出予
算に基
上して
基金に
積立て

別表（第3条関係、第4条関係、第6条関係）

事業の区分	支援対象事業	補助金の額	補助限度額
産業未来共創事業 新たな企業価値創造型	県内に主たる事業所を有する事業者（以下「県内事業者」という。）が行う新たな企業価値の創造に資する取組又は新技術を導入する取組であることその他の知事が別に定める要件を満たす事業	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	200万円
事業承継促進型	事業を承継した県内事業者が行う新たな企業価値の創造に資する取組又は事業を承継した後の事業の継続のために必要な取組であることその他の知事が別に定める要件を満たす事業	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	200万円
生産性向上・新技術導入推進型	認定経営力向上計画に基づき、県内事業者が行う経営力の強化に資する生産性の向上若しくは働き方改革又は新技術を導入する取組であることその他の知事が別に定める要件を満たす事業	補助対象経費に2分の1（組合等に係る補助対象経費にあっては3分の2）を乗じて得た額	500万円

経営革新型	承認経営革新計画に基づき県内事業者が行う新たな企業価値の創造に資する取組であることその他知事が別に定める要件を満たす事業	補助対象経費に2分の1（組合等に係る補助対象経費にあっては3分の2）を乗じて得た額	(1) 重点分野にあっては1,500万円 (2) (1)以外の分野にあっては1,000万円
成長・規模拡大型	県内の経済の活性化のために事業の実施を促進すべき地域において、承認経営革新計画又は特定承認地域経済牽引事業計画に基づき、県内に事業所を有する事業者が行う重点分野に係る事業であって、投下賃借料の合計額に20分の1を乗じて得た額を限度とする。	次に掲げる額の合計額（ただし、(2)及び(4)に掲げる額の合計額は、投下固定資産額及び賃借料の合計額に20分の1を乗じて得た額を限度とする。）	(1) 投下固定資産額に5分の1を乗じて得た額 (2) 投下少額資産額に5分

の 1 を乗じて得た額

(3) 初年度賃借料に 2 分の
1 を乗じて得た額

(4) 人材確保費用のうち、
認定を受けた事業の開始の
日から 3 年の間に発生した
費用の額に 2 分の 1 を乗じ
て得た額（1 人当たり 30 万
円を限度とし、総額は 450
万円を限度とする。）

(5) 先進的な技術又は県内
の資源を活用する事業若し
くは本社機能の移転を伴う
事業（知事が別に定めるも
のに限る。）にあっては、

得に係る投下固定資産額に
あつては、100分の15) を
乗じて得た額

(2) 投下少額資産額に10分
の1を乗じて得た額

(3) 初年度賃借料に2分の
1を乗じて得た額

(4) 人材確保費用のうち、
認定を受けた事業の開始の
日から3年の中に発生した
費用の額に2分の1を乗じ
て得た額 (1人当たり30万
円を限度とし、総額は450
万円を限度とする。)

先端的デジタル活用企業立地 促進事業	<p>県内において行う先進的なデジタル技術を活用する</p> <p>ソフトウェア業、デザイン・機械設計業又は産業の高度化に寄与するものとして知事が別に定める要件を満たす事業</p>	<p>次に掲げる額の合計額 1,000万円</p> <p>(1) 事業所及び設備（新たに認定対象事業によって當むこととなつた事業の用に供され、又は増加したものに限る。）の賃借に要する費用その他の知事が別に定める費用の額に2分の1を乗じて得た額</p>	<p>(2) 人材確保費用（認定を受けた日から5年を経過する日までの間に発生した費用に限る。）に2分の1を乗じて得た額（1人当たり50万円を限度とし、5年間</p>
-----------------------	--	---	--

	<p>の総額は750万円を限度とする。)</p>
産業未来共創研究開発支援事業	<p>本県の未来を支える次世代の産業を創造するため、新製品若しくは新技術の開発に係る調査又は研究開発に係る取組であることその他知事が別に定める要件を満たす事業</p> <p>予算の範囲内で知事が別に定める額</p> <p>予算の範囲内で知事が別に定める額</p>